

令和5年度京都府サービス管理責任者等実践研修における
「6月以上の実務経験（OJT）」実施届
京都市内事業所用

届出受付期間：令和5年8月28日（月）消印有効

令和5年7月5日

京都市長 様

法人名 社会福祉法人京都
代表者職名・氏名 理事長 京都 太郎

以下いずれにも該当し、次のとおり届け出ます。

<input checked="" type="checkbox"/>	基礎研修受講開始時に既に実務経験者*である ※直接支援業務又は相談支援業務の実務経験が3～8年以上
<input checked="" type="checkbox"/>	「6月以上のOJT」を実施済である ※複数の法人で6月以上のOJTを満たす場合はご相談ください
<input checked="" type="checkbox"/>	上記について証明する実務経験証明書（6月以上のOJT用）を添付している
<input checked="" type="checkbox"/>	記載内容に相違があった場合、京都府サービス管理責任者等実践研修を受講できないことがあること並びにサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置できないことがあることを了承している
<input checked="" type="checkbox"/>	サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修の両方の修了証書を添付している

※該当する項目に☑

1 届出対象者

事業所番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
事業所名	福祉サービス係									
サービスの種類	生活介護									
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇									
ふりがな	きょうと じろう									
OJT実施者名	京都 次郎									
生年月日	昭和60年7月5日									
種類*	<input checked="" type="checkbox"/> サービス管理責任者 <input type="checkbox"/> 児童発達支援管理責任者									

※修了証書発行を希望する種類いずれかに☑

2 研修修了日等

(1) サービス管理責任者等基礎研修受講開始日（日付例は京都府の研修開始日）

<input checked="" type="checkbox"/>	【令和4年度】令和4年 6月10日
<input type="checkbox"/>	【令和3年度】令和3年 9月10日
<input type="checkbox"/>	【令和2年度】令和2年10月16日
<input type="checkbox"/>	（他：記入してください） 年 月 日

※該当する項目に☑

※WEB講義視聴開始日と集合研修日がある場合はいずれか早い日

(2) サービス管理責任者等基礎研修修了日

令和4年8月3日

※修了証書記載の日付を記載

(3) 相談支援従事者初任者研修講義部分修了日

令和4年8月31日

※修了証書記載の日付を記載（京都府実施研修の場合、3日コース又は6日コース又は8日コースの修了日）

3 基礎研修受講開始時の実務経験（※直接支援業務又は相談支援業務の実務経験が3～8年以上）

(1) サービス管理責任者

業務期間	年数	日数	法人名	事業所名	施設サービス種別	業務内容（職名）	区分
平成26年4月1日～ 平成30年3月31日	4年 0カ月	850日	社会福祉法人 〇〇	△△ホーム	共同生活 援助	利用者への生活援助 等の支援業務（生活 支援員）	三
平成30年4月1日～ 令和4年3月31日	4年 0カ月	870日	株式会社〇〇	□□事業所	就労継続 支援B型	利用者への職業指導 等の支援業務（職業 指導員）	三

※実務経験…該当する区分の期間を記入（実務経験の詳細は別紙参照）

- (一)：相談支援の業務等に従事した期間
- (二)：社会福祉主事任用資格者等が直接支援の業務に従事した期間
- (三)：社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務に従事した期間
- (四)：医師等が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※必要に応じて上記について証明する実務経験証明書等の追加資料の提出を求め場合があります

充足要件	充足日
②	令和4年3月31日

※充足要件…以下から1つ選択

- ①：(一)及び(二)の期間を通算した期間が5年以上である者
- ②：(三)の期間を通算した期間が8年以上である者
- ③：(一)から(三)までの期間が通算して3年以上かつ(四)の期間が通算して3年以上である者

※充足日…充足要件（実務経験）を満たした日を記入

(2) 児童発達支援管理責任者

業務期間	年数	日数	法人名	事業所名	施設サービス種別	業務内容（職名）	区分
平成26年4月1日～ 平成30年3月31日	4年 0カ月	750日	社会福祉法人 〇〇	△△事業所	障害	障害児への療育指導 （児童指導員）	ロ
平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	1年 0カ月	190日	社会福祉法人 〇〇	△△事業所	障害	生活援助（生活支援 員）	ロ

※実務経験…該当する区分の期間を記入（実務経験の詳細は別紙参照）

- イ：相談支援の業務等に従事した期間
- ロ：社会福祉主事任用資格者等が直接支援の業務に従事した期間
- ハ：老人福祉施設の従業者等が相談支援の業務等に従事した期間及び老人福祉施設の従業者等であって社会福祉主事任用資格者等である者が直接支援の業務等に従事した期間を合算した期間
- ニ：社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務に従事した期間
- ホ：老人福祉施設の従事者等であって社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務に従事した期間
- ヘ：医師等が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※必要に応じて上記について証明する実務経験証明書等の追加資料の提出を求め場合があります

充足要件	充足日
①	平成31年3月31日

※充足要件…以下から1つ選択

- ①：イ及びロの期間を通算した期間が5年以上かつ当該期間からハの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者
- ②：ニの期間を通算した期間が8年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者
- ③：イ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつへの期間が通算して5年以上である者

※：充足要件（実務経験）を満たした日を記入

4 「6月以上の実務経験（OJT）」の内容

(1) 「6月以上の実務経験（OJT）」開始日及び6月後

開始日	6月後	OJT完了日
令和4年9月1日	令和5年2月28日	令和5年3月31日

※OJT開始までに「サービス管理責任者等基礎研修」「相談支援従事者初任者研修講義部分」の両方の修了が必要です

※10人分以上の個別支援計画作成に携わった期間が6月以上の場合、「6月後」と「OJT完了日」は異なります

※上記について証明する「実務経験証明書（6月以上のOJT用）」を必ず添付してください

(2) 「6月以上の実務経験（OJT）」の内容

区分	業務内容
<input checked="" type="checkbox"/>	基礎研修修了者（A、B、C'の全て）
<input type="checkbox"/>	やむを得ない事由による措置としてサービス管理責任者等とみなして配置されている（A、B、C、D、Eの全て） ※【注意】配置される場合は指定権者へ事前相談が必要です
<input type="checkbox"/>	令和3年度末までに実務経験者が基礎研修修了者となり経過措置対象者としてサービス管理責任者等とみなして配置されている場合（A、B、C、D、Eの全て） ※【注意】配置される場合は指定権者へサービス管理責任者等として配置するための変更届が必要です

※該当するいずれかの項目に☑

※「基礎研修修了者」は「サービス管理責任者等基礎研修」「相談支援従事者初任者研修講義部分」の両方を修了した者です（以下同じ）

業務内容の詳細
① 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。（基準省令第58条第2～3項等参照）
② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。（基準省令第58条第4項等参照）
③ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。（基準省令第58条第5項等、解釈通知第四の3(7)②ア等参照）
③' サービス管理責任者等が開催した③の会議に参加する
④ 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。（基準省令第58条第6項等、解釈通知第四の3(7)②イ、ウ等参照）
⑤ 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。（基準省令第58条第8項等、解釈通知第四の3(7)②エ等参照）

※①～⑤は個別支援計画見直しの際も行います

(3) OJT期間中に作成に携わった個別支援計画数

延べ 15人分

※個別支援計画の作成の業務は10人以上とされています

※1人について、2回計画を見直した場合は延べ2人とします

※1人について、新規計画作成及び見直しをした場合は延べ2人とします

5 京都府サービス管理責任者等実践研修受講開始予定日

令和5年9月25日

※WEB講義開始日

<届出内容確認> 【指定権者記入欄】 ※届出者は記載しないでください

確認	内容	記載箇所
<input type="checkbox"/>	実務経験を充足した後、サービス管理責任者等基礎研修を受講開始	◆2(1)受講開始日 ◆3(1)充足日
<input type="checkbox"/>	研修修了証書発行希望種類と必要となる実務経験の内容が一致	◆1 ◆3(1)又は(2)
<input type="checkbox"/>	「サービス管理責任者等基礎研修」「相談支援従事者初任者研修講義部分」の両方を修了し、6月以上の実務経験(OJT)を開始	◆2(2)(3)修了日 ◆4(1)OJT開始日
<input type="checkbox"/>	6月以上のOJTを完了し、サービス管理責任者等実践研修受講開始	◆4(1)完了日 ◆5受講開始日
<input type="checkbox"/>	6月以上のOJTを証明する「実務経験証明書(6月以上のOJT用)」を添付している	◆4(1)
<input type="checkbox"/>	6月以上のOJTの内容いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> 済	◆4(2)
<input type="checkbox"/>	6月以上のOJT期間中に作成に携わった個別支援計画数が延べ10人以上	◆4(3)
<input type="checkbox"/>	サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修の両方の修了証書を添付している	届出項目に <input checked="" type="checkbox"/>

※該当する項目に

<届出書の概要>

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の研修体系については、令和元年度から、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）を「2年以上」とされておりますが、令和5年6月30日告示改正により、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とされました。

「2年以上」の実務経験（OJT）は相談支援業務や直接支援業務を含む幅広い取扱いとされており、研修受講にあたり指定権者への届出は不要ですが、必要となる実務経験（OJT）を例外的に「6月以上」と短縮する場合は「個別支援計画の作成の一連の業務」と限定され、指定権者への届出が必要です。

<令和5年度京都府サービス管理責任者等実践研修届出フロー>

本届出については、厚生労働省において、「実践研修受講開始時までの間であれば時期は問わない」とされています。

令和5年度京都府サービス管理責任者等実践研修においては、以下のとおり、OJT実施後、研修申込と同時に6月以上の実務経験（OJT）実施届等を指定権者へ届け出いただくこととしています。

なお、令和6年度以降の届出フローや申請様式等については別途お示しします。

	事業所	京都府障害者支援課	指定権者 (保健所又は京都市)
①	OJT実施者の決定		
②	OJTの実施・完了		
③		実践研修募集開始 届出様式公開	
④	OJT実施届様式の入手	←	
⑤	実践研修申込 指定権者へOJT実施届	→	→
⑥			← OJT実施届を 京都府障害者支援課へ 送付
⑦		← 研修申込内容とOJT実 施届を踏まえ受講決定	
⑧	実践研修受講		
⑨		← 研修修了証書発行	
⑩	(正式に配置する場合) 実務経験証明書等ととも に指定権者へ配置の届出		→

（OJT期間が「6月以上」とすることができる要件について）

問1 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）について、「6月以上」とすることができる対象者については、具体的にどのような者であるか。

（答） 以下のいずれの要件も満たす者である。

- ① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしていること。
- ② 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）として、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。

具体的には、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等に従業者として配置を届け出ている者について、以下のいずれかの場合が該当する。

- ㉠ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画（モニタリング含む）※）に従事する場合。
 - ㉡ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務（利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、個別支援計画の作成に係る会議の開催、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、個別支援計画を交付（モニタリング含む）※）に従事する場合。
 - ㉢ 令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務（上記㉠と同様）に従事する場合。
- ※ 具体的な業務内容については問4参照。なお、実践研修の受講要件である基礎研修修了後の実務経験については、OJTとして行う趣旨で設けていることを踏まえ、（必要に応じて他の事業所等に協力を求めるなどして）サービス管理責任者等による助言・指導を受けた上で行われることが望ましい。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

（OJTの業務の具体的内容について）

問4 「個別支援計画作成の業務に従事する」とあるが、具体的に対象となる業務はどのようなものか。

（答） 個別支援計画の作成の業務とは、以下の業務をいう。

- ㉠ 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。（基準省令第58条第2～3項等参照）
 - ㉡ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。（基準省令第58条第4項等参照）
 - ㉢ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。（基準省令第58条第5項等、解釈通知第四の3(7)②ア等参照）
- ※ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。
- ㉣ 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。（基準省令第58条第6項等、解釈通知第四の3(7)②イ、ウ等参照）

- ⑤ 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。（基準省令第58条第8項等、解釈通知第四の3(7)②エ等参照）

（OJTの業務の頻度等について）

問5 「個別支援計画の作成の業務」については、どれくらいの回数を行っている必要があるか。期間の算定についてはどのように行うべきか。

（答） この実務経験（OJT）は、サービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十分な実施を担保する観点から、少なくとも概ね計10回以上行うことを基本とする。（なお、個別支援計画の見直しについては、少なくとも6月に1回以上行うことが指定基準上定められている）

また、実務経験（OJT）に係る期間（勤務日数）の算定にあたっては、厳密に「個別支援計画の作成の業務」を行った日のみを算入するのではなく、サービス管理責任者等の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等において従事した期間をもって算定して差しつかえない。

（基礎研修修了者がOJTとして個別支援計画の原案の作成を行う場合の人員配置の取扱いについて）

問6 サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者に個別支援計画の原案の作成までの業務を担わせる場合、当該基礎研修修了者の人員配置上の取扱いはどのようになるか。例えば、生活支援員として配置したまま当該業務を担わせることが可能か。

（答） それぞれ以下のとおりである。

- ① 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を満たすため（※）にサービス管理責任者等として配置する場合

利用者に対するサービス提供に支障がない場合に限り、生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であるが、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入できないことに留意が必要である。

- ※ サービス管理責任者等を2人以上配置する必要がある事業所（利用者数が61人以上（共同生活援助及び自立生活援助は31人以上））において、サービス管理責任者等が1人配置されている場合、残りの人員は基礎研修修了者を配置することで基準を満たしているものとみなされる。

- ② 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を超えて配置する場合

生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であり、かつ、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入して差しつかえない。

（本改正施行前における実務経験（OJT）の算入可否について）

問11 本改正施行前において、例えば令和4年9月に実務経験者となった上で、同年10月に基礎研修修了者となり、その後同月から6ヶ月間「個別支援計画の作成の業務」に従事していたが、その場合、本改正施行日以降直ちに実践研修を受講することが可能か。

（答） 本改正施行前の従事であっても、実務経験者となり、その後基礎研修修了者となった後の期間であれば、実務経験（OJT）の期間に算入して差しつかえないため、設問の場合については可能である。

※令和5年6月30日告示改正